

7 (公社)全宅連発政策第 13 号
令和 7 年 9 月 26 日

都道府県宅建協会 会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公 印 省 略)

宅地建物取引業法施行令一部改正について(周知のお願い)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、港湾法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 25 号）の施行に伴い、港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 336 号）に関連して、宅地建物取引業法施行令が改正され、本年 10 月 1 日より施行されます。

改正に伴い、本会策定の重要事項説明書説明資料（港湾法）を、10 月 1 日より改訂いたしますので、ご案内申し上げます。なお、重要事項説明書式自体に変更はございませんので、あわせてご案内申し上げます。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【別添資料】

- ・(国土交通省通知) 宅地建物取引業施行令の一部改正について
(国不動第 130 号 令和 7 年 9 月 25 日)
- ・(参考) 宅地建物取引業法施行令 新旧対照表

以 上